

仕様書

1. 件名 分子イメージング関連施設におけるげっ歯類の飼育器材の洗浄・消毒並びに動物管理区域の清掃・消毒業務
2. 数量 一式
3. 目的 分子イメージング関連施設における実験動物の飼育及び管理を適切かつ円滑に行うための一環として、実験動物飼育のために用いた使用済み飼育ケージの回収・洗浄・消毒、給水瓶、飼育器材等の配達、動物管理区域の清掃・消毒、廃棄物処理を行う。
4. 業務期間、業務時間
- (1) 業務期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日
- (2) 業務時間 土日祝日を除く月曜日から金曜日の8：30～17：00とする。
土日祝日であっても必要不可欠な業務として、令和8年5月5日、9月22日、12月31日、令和9年5月4日、12月31日、令和10年5月5日、12月31日の8：30～16：00に行う。
この休日業務に関しては、業務の都合により変更の可能性があり、変更する場合には1ヶ月前までに請負者に知らせることとする。
- (3) 業務量 業務期間中の平日7時間30分/日、業務を行うことを想定。
従事者が不測の事態等により業務に従事できず、業務に支障がある場合は、交替要員を配置させる等、機構担当職員と協議のうえ必要な措置を講ずること。
5. 履行場所 千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 千葉地区
・探索研究棟
・ポジトロン棟
・環境放射線影響研究棟
6. 業務内容 別紙(1)のとおりとする。
7. 必要な資格及び条件
- (1) 業務期間開始時における従事責任者は、実験動物施設で飼育器材の洗浄等の従事責任者として、3ヶ月以上の実務経験がある1名を配置すること。
- (2) 従事責任者を変更する際には、1)と同等の者とするか、もしくは業務開始前までに、本件の履行場所である実験動物施設で飼育器材の洗浄等の実務作業を1ヶ月以上経験させること。
- (3) 従事者のうち1名以上は、実験動物施設において、飼育器材の洗浄・消毒作業、給水瓶の水詰作業並びに床等の清掃・消毒の実務経験があること。
- (4) 従事者は実験動物の汚物（糞尿等）・被毛及び消毒薬剤等に対するアレルギーのないことが望ましい。仮にこれらに対してアレルギーを有する者を従事させる際には、事前に必要な対策を講じること。なおアナフィラキシー既往者もし

くはその可能性のある人は、本仕様書の業務を行わせないこと。

8. 提出資料

作業後は以下の書類を提出すること。

(1) 作業日報

請負者の従事責任者は、作業日報（別紙（2））を作成し、毎日業務終了後に機構担当職員へ提出すること。

(2) 出勤状況報告書

請負者は、従事者の出勤状況報告書（別紙（3））を作成し、翌月のはじめに機構担当職員へ提出すること。なお3月分の出勤状況報告書については、事前に提出日を請負者に連絡することとする。

(3) 請負者は、仕様書「7. 必要な資格及び条件」を有することを証明する資料を作成し、業務開始前までに機構担当職員に提出すること。

9. 検査

業務完了後、機構担当職員が所定の要件を満たしていると確認したことをもって検査完了とする。

10. その他

(1) 作業中に異常が生じた場合は、応急処置をとり、その状況を速やかに機構担当職員に報告し指示を受けること。なお応急処置がとれない場合は直ちに機構担当職員に報告すること。

(2) 作業遂行にあたり、飼育装置の故障等により業務に支障を来す場合には、請負者は、機構担当職員と事前に協議を行い、従事者が適切に作業できるよう指導すること。

(3) 従事者の業務遂行における健康管理ならびにアレルギー検査は、請負者にて実施すること。

(4) 従事者は、機構が定めた動物実験等実施に関する規程規則、各棟の実験動物取扱マニュアル等を遵守すること。

(5) 作業場所等の火気の点検等の管理は責任をもって行うこと。

(6) 請負者は、放射線管理区域における作業に関して以下の事項を遵守すること。

①請負者は、法令に基づいて従事者を放射線業務従事者として管理し、健康診断、教育訓練、機構における被ばく管理等を請負者負担にて実施すること。

②請負者は、従事者に機構の規程・規則を遵守して作業を行わせるとともに次の事項について手続きを行うこと。

ア. 作業開始前までに当機構の放射線業務従事者になるための手続きを行うこと。

イ. 作業終了後3日以内に機構の放射線業務従事者の解除手続きを行うこと。

③請負者は、当機構における作業の被ばく管理報告書を毎月にまとめ、作業が終了した月の経過後45日以内に提出すること。

④その他、放射線安全管理に必要なことは、機構担当職員、放射線安全管理者、放射線安全課と協議するものとする。

- (7) 就業前に作業予定者の動物管理区域への立入登録を完了し、円滑に業務が遂行できるようにすること。業務に関して必要があれば事前に現地調査等を行い、適切な対策を講じること。その際に生じる教育・訓練等の費用は請負者の負担とする。現地調査等にあたっては、予め機構担当職員に文書を提出し、承認を得ること。また万が一、請負者の責により、機構の日常業務に支障が生じた場合、機構が被った不利益はすべて請負者の負担とする。
- なお、本請負契約満了の翌年度の請負者が決定し、その者がそれまでとは別の請負者であった場合は、速やかに業務の移行が行えるよう双方協力の上、業務の引き継ぎを行い、引き継ぎ完了後、機構担当職員に書面にて報告すること。
- (8) 従事者の通勤は公共交通機関を利用することとし、自動車通勤は原則認めない。
- (9) 請負者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (10) 当該業務に必要な光熱水料等は、機構で負担する。但し、極力無駄な消費は避けて節約に努めること。
- (11) 従事者の休憩等に要する施設は、機構で提供する。
- (12) 動物管理区域で使用する長靴、作業衣等については機構で提供する。
- (13) 動物管理区域外においては一定の作業衣を着用するものとする。この作業衣については、請負者が準備するものとする。
- (14) 業務遂行上請負者が被った災害は、機構の原因により生じた災害を除き、機構は一切の責任を負わないものとする。
- (15) 請負者は、従事者に本仕様書を十分理解させてから作業にあたらせること。
- (16) 本請負契約満了の翌年度の請負者が決定し、その者がそれまでとは別の請負者であった場合は、速やかに業務の移行が行えるよう双方協力の上、業務の引き継ぎを行い、引き継ぎ完了後、機構担当職員に書面にて報告すること。
- (17) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合については、協議の上処理するものとする。

(要求者)

部課名：生物研究推進室

氏名：米倉 友昭